

平成29年3月

お客さま 各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、振り込め詐欺の被害が多発しております。特に、キャッシュカードによる振込に不慣れた高齢のお客さまをATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、このような被害を防止するための対応といたしまして、下記のとおり、振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対応の内容

次のお客さまの口座は、キャッシュカードによるATMでの振込ができなくなります(振込限度額を「0円」とさせていただきます)。

(1) 対象となる口座

毎月末において次の項目に該当する口座は対象となります。

①70歳以上のお客さまのキャッシュカード保有口座

②ATMで過去1年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(注) 上記の①および②の条件を同時に満たす口座については、キャッシュカードによるATMでの振込を停止させていただきます。

(2) 対応開始日

平成29年4月3日(月)

2. 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫お取り扱い店の窓口へお申し付けください。ご本人様確認のうえ、振込できるよう変更させていただきます。

《ご持参いただくもの》

顔写真つきの「本人確認書類」および「キャッシュカード」

なお、顔写真つきの確認書類をお持ちでない場合は、2種類の「本人確認書類」および「キャッシュカード」をご持参ください。

3. キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は、従来どおり可能です。

以 上